

平成 26 年 2 月 21 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 再商品化実施料金の算定方法

「再商品化実施料金」は、再商品化実施契約書に基づき、再商品化製品の販売量をベースに算定します。その計算方法は、下記のようになります。

### 1. 計算の基礎となる数値

再商品化実施料金の支払いは協会委託分のみを対象とするため、協会委託分以外の業務を実施している場合はその業務とは明確に分離し、協会委託分の正確な数量の管理・報告をすること。

- (A) 当月の市町村からのべール引取量（以下、引取量）
- (B) 当月の再商品化製品の販売量（以下、販売量）
- (C) 再商品化率
- (D) 支払い対象数量
- (E) 単価
- (F) 再商品化実施料金
- (G) 繰越数量

#### (1) 販売量(B) (容器包装分)

引取量や製造量に対してではなく、再商品化製品の販売を完了した量に対して支払う。自社利用事業者の場合、生産設備への投入をもって販売とみなす。

#### (2) 再商品化率(C)

入札書入力画面に入力した値(実績再商品化率ではない)。再商品化率(C) < 50%の事業者は50%とする。入札書ごとに再商品化率を変えている場合は平均値とする。

#### (3) 支払い対象数量(D) = 「販売量(B) ÷ 再商品化率(C)」と「繰越数量(G) + 引取量(A)」の小さい方 単価はべール1トン当たりを単位とするため、再商品化実施料金の計算には販売量をべール量に換算した値を用いる。これを支払い対象数量と呼ぶ。支払い対象数量は引取量(A) + 前月繰越数量(G)を上限とする。

#### (4) 単価(E) : 契約書に記載されている保管施設ごとの委託単価

#### (5) 再商品化実施料金(F) = 支払い対象数量(D) × 単価(E)

保管施設ごとに計算して合計した金額が再商品化実施料金となる。ここから振込手数料を引いた金額が支払金額となる。年間再商品化実施料金の上限は年間引取量合計 × 単価となる。

#### (6) 繰越数量(G) = 前月繰越数量 + 引取量(A) - 支払い対象数量(D)

再商品化実施料金を計算するための数量であり、実際の在庫とは異なる。そのため、繰越数量すべてに対して支払いをするものではない。

## 2. 再商品化実施料金の通知

毎月18日前後、REINS お知らせ画面にて照会可能となる。

### (1) プラスチック製容器包装再商品化実施料金支払通知書

**プラスチック製容器包装再商品化実施料金支払通知書**  
(支払通知書番号: )

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
プラスチック製容器包装再商品化実施契約書に基づき別紙「再商品化実施料金明細」のとおり、再商品化実施料金の支払を下記のとおり通知します。

敬具

支払金額合計 円  
(うち消費税等 円)  
支払日 平成 年 月 日

内訳	契約書番号	支払金額
平成 年 月 分		円
		円
支払金額合計		円

再商品化実施料金(F)

### (2) 再商品化実施料金明細

[別紙] 平成 年 月 再商品化実施料金明細 (平成 年度)

事業者名: ( ) 株式会社  
契約書番号: ( )

市町村又は一部事務組合 保管施設	分別基準適合物種類	内訳		金額
		数量	単価	
札幌市 札幌市中沼プラスチック選別センター	01100-03 白色トレイ プラスチック製容器包装			
小樽市 北しりべし広域クリーンセンター	01203-01 白色トレイ プラスチック製容器包装			
恵庭市 恵庭市リサイクルセンター	01231-01 白色トレイ プラスチック製容器包装			
計	白色トレイ プラスチック製容器包装			

保管施設ごとの支払い対象数量(D)

保管施設ごとの単価(E)

再商品化実施料金(F)  
= 保管施設ごとの支払い対象数量(D) × 単価(E)

### (3) 現在再商品化未実施分の次月繰越明細【参考】

[別紙] 平成 年 月 現在再商品化未実施分の次月繰越明細 (平成 年度)

事業者名: ( ) 株式会社  
契約書番号: ( )

市町村又は一部事務組合 保管施設	分別基準適合物種類	内訳		金額
		繰越数量	単価	
札幌市 札幌市中沼プラスチック選別センター	01100-03 白色トレイ プラスチック製容器包装			
小樽市 北しりべし広域クリーンセンター	01203-01 白色トレイ プラスチック製容器包装			
恵庭市 恵庭市リサイクルセンター	01231-01 白色トレイ プラスチック製容器包装			
計	白色トレイ プラスチック製容器包装			

保管施設ごとの繰越数量(G)

【参考値】  
保管施設ごとの繰越数量(G) × 単価(E)  
※この金額は未来の支払金額ではない

### 3. 計算例

#### (1) 1 保管施設から引取りしているケース

##### 【4 月度実績】

- (A) 引取量：215 トン  
(B) 販売量：90 トン  
(C) 再商品化率：50%  
(D) 支払い対象数量=180 トン  
 $90 \text{ トン (B)} \div 50\% \text{ (C)} = \underline{180 \text{ トン}} < 215 \text{ トン (A)}$   
(E) 単価：50,000 円/トン  
(F) 再商品化実施料金=900 万円  
 $180 \text{ トン (A)} \times 50,000 \text{ 円/トン (E)} = \underline{900 \text{ 万円}}$   
(G) 繰越数量=35 トン (4 月の前月繰越数量は 0 トン)  
 $0 \text{ トン} + 215 \text{ トン (A)} - 180 \text{ トン (D)} = \underline{35 \text{ トン}}$

#### (2) 複数保管施設から引取りしているケース

##### 【4 月度実績】

- (A) 引取量合計：100 トン  
(A<sup>〓</sup>) 保管施設ごとの引取量：甲市 10 トン、乙町 70 トン、丙組合 20 トン  
(B) 販売量：30 トン  
(C) 再商品化率：50%  
(D) 支払い対象数量：60 トン  
 $30 \text{ トン (B)} \div 50\% \text{ (C)} = \underline{60 \text{ トン}} < 100 \text{ トン (A)}$   
(d) 保管施設ごとの按分率=保管施設ごとの引取量(A<sup>〓</sup>)÷引取量合計(A)  
甲市：10 トン(A<sup>〓</sup>)÷100 トン(A)=0.1  
乙町：70 トン(A<sup>〓</sup>)÷100 トン(A)=0.7  
丙組合：20 トン(A<sup>〓</sup>)÷100 トン(A)=0.2  
(D<sup>〓</sup>) 保管施設ごとの支払い対象数量=支払い対象数量(D)×保管施設ごとの按分率(d)  
甲市：60 トン(D)×0.1(d)=6 トン  
乙町：60 トン(D)×0.7(d)=42 トン  
丙組合：60 トン(D)×0.2(d)=12 トン  
(E) 単価：甲市 45,000 円/トン、乙町 35,000 円/トン、丙組合 40,000 円/トン  
(F) 再商品化実施料金=222 万円  
甲市：6 トン(D<sup>〓</sup>)×45,000 円/トン(E)=27 万円  
乙町：42 トン(D<sup>〓</sup>)×35,000 円/トン(E)=147 万円  
丙組合：12 トン(D<sup>〓</sup>)×40,000 円/トン(E)=48 万円  
合計：222 万円  
(G) 繰越数量=40 トン (4 月の前月繰越数量は 0 トン)  
 $0 \text{ トン} + 100 \text{ トン (A)} - 60 \text{ トン (D)} = \underline{40 \text{ トン}}$   
(G<sup>〓</sup>) 保管施設ごとの繰越数量=保管施設ごとの前月繰越数量+保管施設ごとの引取量(A<sup>〓</sup>)  
- 保管施設ごとの支払い対象数量(D<sup>〓</sup>)  
甲市：0 トン+10 トン(A<sup>〓</sup>)-6 トン(D<sup>〓</sup>)=4 トン  
乙町：0 トン+70 トン(A<sup>〓</sup>)-42 トン(D<sup>〓</sup>)=28 トン

$$\text{丙組合} : 0 \text{ トン} + 20 \text{ トン} (A^{\wedge}) - 12 \text{ トン} (D^{\wedge}) = \underline{8 \text{ トン}}$$

**【5月実績】**

(A) 引取量合計 : 85 トン

(A<sup>^</sup>) 保管施設ごとの引取量 : 甲市 10 トン、乙町 50 トン、丙組合 25 トン

(B) 販売量 : 45 トン

(C) 再商品化率 : 前月と同じ

(D) 支払い対象数量 : 90 トン

$$45 \text{ トン} (B) \div 50\% (C) = \underline{90 \text{ トン}} < 40 \text{ トン} (\text{前月} G) + 85 \text{ トン} (A) = 125 \text{ トン}$$

$$(d) \text{保管施設ごとの按分率} = \frac{[\text{保管施設ごとの繰越数量}(G^{\wedge}) + \text{保管施設ごとの引取量}(A^{\wedge})]}{[\text{繰越数量}(G) + \text{引取量合計}(A)]}$$

$$\text{甲市} : \frac{[4 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 10 \text{ トン} (A^{\wedge})]}{[40 \text{ トン} (\text{前月} G) + 85 \text{ トン} (A)]} = \underline{0.112}$$

$$\text{乙町} : \frac{[28 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 50 \text{ トン} (A^{\wedge})]}{[40 \text{ トン} (\text{前月} G) + 85 \text{ トン} (A)]} = \underline{0.624}$$

$$\text{丙組合} : \frac{[8 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 25 \text{ トン} (A^{\wedge})]}{[40 \text{ トン} (\text{前月} G) + 85 \text{ トン} (A)]} = \underline{0.264}$$

(D<sup>^</sup>) 保管施設ごとの支払い対象数量 = 支払い対象数量 (D) × 保管施設ごとの按分率 (d)

$$\text{甲市} : 90 \text{ トン} (D) \times 0.112 (d) = \underline{10 \text{ トン}}$$

$$\text{乙町} : 90 \text{ トン} (D) \times 0.624 (d) = \underline{56 \text{ トン}}$$

$$\text{丙組合} : 90 \text{ トン} (D) \times 0.264 (d) = \underline{24 \text{ トン}}$$

(E) 単価 : 前月と同じ

(F) 再商品化実施料金 = 337 万円

$$\text{甲市} : 10 \text{ トン} (D^{\wedge}) \times 45,000 \text{ 円} / \text{トン} = \underline{45 \text{ 万円}}$$

$$\text{乙町} : 56 \text{ トン} (D^{\wedge}) \times 35,000 \text{ 円} / \text{トン} = \underline{196 \text{ 万円}}$$

$$\text{丙組合} : 24 \text{ トン} (D^{\wedge}) \times 40,000 \text{ 円} = \underline{96 \text{ 万円}}$$

合計 : 337 万円

(G) 繰越数量 = 35 トン

$$(G^{\wedge}) \text{保管施設ごとの繰越数量} = \text{保管施設ごとの前月繰越数量} (\text{前月} G^{\wedge}) + \text{保管施設ごとの引取量} (A^{\wedge}) - \text{保管施設ごとの支払い対象数量} (D^{\wedge})$$

$$\text{甲市} : 4 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 10 \text{ トン} (A^{\wedge}) - 10 \text{ トン} (D^{\wedge}) = 4 \text{ トン}$$

$$\text{乙町} : 28 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 50 \text{ トン} (A^{\wedge}) - 56 \text{ トン} (D^{\wedge}) = 22 \text{ トン}$$

$$\text{丙組合} : 8 \text{ トン} (\text{前月} G^{\wedge}) + 25 \text{ トン} (A^{\wedge}) - 24 \text{ トン} (D^{\wedge}) = 9 \text{ トン}$$

**4. 注意事項**

(1) 以上のように、再商品化実施料金は繰越数量を計算に用いることにより、生産変動があっても適正に支払われる。しかしベール在庫、仕掛品、製品在庫が繰越数量に含まれるため、生産管理月報上の在庫とは異なる場合がある。従って、出来るだけ月内に引き取ったベールの再商品化～販売は、同月内に完了することを推奨する。

(2) また、実績再商品化率(月次の実際の再商品化率)が継続的に再商品化率(C)と大きく異なると、生産管理上好ましくない。このような場合には、契約書に基づき再商品化率(C)を改定する場合がある(再商品化実施契約書 第22条 2.を適用)。